

# 琉球大学学術リポジトリ

## 天皇制と沖縄

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-07-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江上, 能義, Egami, Takayoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/11430">http://hdl.handle.net/20.500.12000/11430</a>

## 天皇制と沖繩

江 上 能 義

- 一、天皇制構造の解明への一視角——日本の「小集団」分析から——
- 二、沖繩における天皇制の受容過程
- 三、現代沖繩県民の天皇観——アンケート調査結果の分析——

### 一、天皇制構造の解明への一視角——日本の「小集団」分析から——

#### 日本の「小集団」

今日、天皇制という概念はきわめて複雑であり、また多岐にわたって用いられている。ここで沖繩が直接的なかわりをもつに至った明治維新以降に時代区分を限定し、国家構造としての天皇制を考察する。そして本項では、日本の伝統的な「小集団」の特性分析に焦点を絞って天皇制構造の解明を試みる。小集団の研究は、例えば政治学では、ヴァーバ Sidney Verba の業績 (*Small Groups and Political Behavior*, 1961) が著名であるが本論では、中根千枝の概念に依拠する。

常に顔を合わせ、仕事や生活を共にする人々から成る集団を「小集団」と中根は定義する。<sup>(1)</sup> 社会学用語の「第一義的集団 primary group」に近い概念である。仕事の遂行にあたっていつも一緒にいる（協力関係にある）という意味で場の共有を媒介としている人々から成る集団であり、ここで第一義的な意思決定が行なわれる。

日本では行動選択の意思決定が「個人」ではなくて、この「小集団」によって行なわれる。小集団内では、長（代表者）を頂点として内部における意思を協議し決定する。その長は外部からはその構成員に対して権威ある存在に見えるが、絶対的な権威はなく、内部の意見を調整しまとめる役でしかありえない。意思決定をめぐる協議では全会一致主義を原則としており、この集団には多数決原理を採る性格は存在しない。小集団内の人間関係のみならず、集団相互の関係も普遍的かつ恒久的な性格を有しており、それが社会構造を形成する基盤となっている。

この単位は伝統的な日本農村を構成する最小単位である各戸の農家を原初的母体としていると思われる。農家に見られる家父長制の特質のひとつは家長の支配権が絶対的な権利ではないことである。何故なら、農家においては幼児以外は全て労働力であり、したがって労働を担う家族の意見は生産上、尊重される必要がある。家長は小集団の意思決定の重要な構成員である家族の意見を尊重し、調整し、まとめる役目を担うのである。<sup>(2)</sup> 権威も家長、長老、主婦等に分属している。<sup>(3)</sup> いうなれば、家父長の権力は情緒的な秩序感のなかに解消してしまうのである。これがいわゆる農村における家父長制であり、日本の社会集団は一般にこの家父長制をベースとして構成されていると見なすことができよう。

日本の村落においては、構成単位は個人ではなく、家である。これらの家（＝小集団）が集まるムラ共同体の協議は、小集団と同様の意思決定の原則すなわち全会一致主義が採られることになる。村人たちにこうした強

い協調性が要請される理由は、田植えにしても収穫にしても短時間のうちに集中的に作業を済ませねばならない日本の稲作農業の性格に起因する。また米作りには不可欠である水の供給についても、共有財産（水）の配分やかんがい設備をめぐって、村人たちの協同作業がどうしても必要である。参加者の納得の行くまで何日でも話し合いが行なわれる。何故なら、その村で生涯を送らねばならない人々が、その中で毎日顔を合わせていても気まずい思いをしなくてはすむようにと採用した協議の進め方だからである。その結果として、内部における自分の位置をわきまえ、帰属する集団や共同体の秩序を乱さないことが大前提とされ、このことは他集団との関係上でも必然的に要請された。こうした何よりも和を尊ぶ人間関係が拡大されて、日本人の国民性にみられる秩序意識が形成されたといえよう。しかしながら、全会一致の決定は絶対でも完全なものでもなく、「まあいいだろう」とか「一応、そういうことにしておこう」というものであって、反対意見も後に尾を引かないように程々のところで引き下がって意見の一致をみるというパターンがしばしばある。また、全員一致に至るまで「根回し」工作が活発に行なわれることは言うまでもない。ともあれ、最終的な村人の会合では、和やかな雰囲気の中で全員一致の手拍子によって終結するのである。

ところが武家社会においては、こうした農村社会とは異なり絶対的権威を背景とした支配力をもつ家父長制が体系づけられてきた。われわれがこれまで使用してきた小集団の特性は、ムラ共同体における個々の家から抽出したものであったが、武家社会の小集団である家は、一家の長だけが武士としての職能を果たす最小の組織体である。武家家族は家長一人の働きに生活全体を依存するから、その恩恵を受ける成員は家父長に対して絶対服従の義務を負うことになる。この服従は家長に対する依存度に比例して増加するものといえよう。武家的家父長制は徳川幕府の儒学導入により強力に体系づけられ、そしてさらに、明治の天皇制国家における皇民化教育によっ

て国民意識のレベルまで徹底されることになる。

### 明治憲法下の天皇制の構成原理

これまで日本における二つの家父長制を説明してきたが、人口構成の面からも農耕社会の生産主体の面からも国家構造の土台となったのは、農村社会の諸原理であった。小集団（「家」）からムラ共同体へと発展する過程は最終的には国家共同体という国家構造を形成するに至る。その際、ムラ共同体の政治原理である ①能力平等主義 ②年功序列 ③家格制度 ④上下二者間の情緒的結合の人間関係<sup>(15)</sup>という四つの原理をベースにして集団の階層秩序が確立されるのである。

子供でもできる農作業では村人の能力差はさほど表面化せず、また、協同作業が何よりも肝要な農業においては、卓越した能力の持主はともすれば人心の和を乱す懸念から敬遠される傾向が強い。そこから日本古来の「能力平等主義」が生まれたといえよう。だが、集団の構成員の能力が平等とはいえず、その集団が社会的集団である以上、通常の組織上の上下の形態をとる必要がある。そして個人間の能力の格差を認めない以上、勢い年令による序列が最も無難になってくる。いわゆる「年功序列制度」である。さらに日本人の祖先教的民族信仰は祖先の数による序列を生み出し、何代も続く由緒ある家はそれだけ上位の格付を与えられる「家格制度」も一見、伝統的「能力平等主義」とは相容れないようにみえるが、組織内もしくは組織間の上下関係を妥当づける方法として定着してきた<sup>(16)</sup>。こうした階層秩序の頂点に位置するのが天皇であるといえよう。何故なら天皇こそ日本において年功序列と家格制度の最古の地位を占めているからである。

国家構造上は、実質的には第1図で示すように、個々の国民と天皇の間にムラ共同体の性格をもつ様々な集団

が介在する。各々の集団は全会一致主義の原則で協議することによって上下の情報交換もしくは意思の疎通を行なってきた。ところが明治新政府はアメリカやヨーロッパ列強の脅威を感じて、国力を早急に増強する必要に駆られた。そして挙国一致の下にいわゆる富国強兵・殖産工業政策を推し進めようとしたのである。

このように逼迫した状況下では、国家政策の決定作成過程に全会一致主義を貫徹することは当然のことながら不可能であった。そこで明治政府は

頂点たる天皇の下に武家的家父長制に依拠する家族国家主義的秩序を構築し、それによって国民は天皇の下で平等であるという意識を植えつけ、挙国一致・上意下達の天皇制国家の確立・強化をはかったのである。その手段として皇民化教育の徹底と明治憲法における天皇主権の確立・強化を遂行した（例えば、初代総理大臣伊藤博文にとつて、模範国家とは「帝王」によって「運転」される「一大機構」に他ならなかった<sup>m</sup>）。

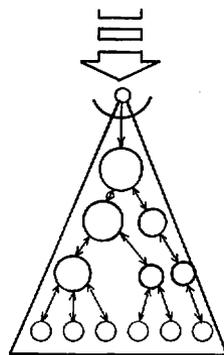
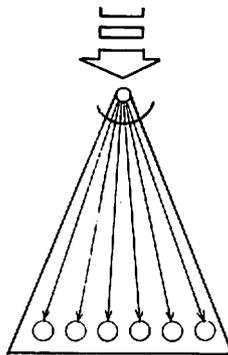
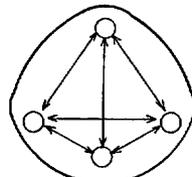
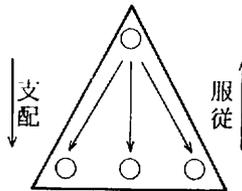
明治国家が国民の支持を得た背景には、天皇が古代より伝統的な神道をバックとした祭祀権を長く受け継いで

〔第1図〕

小 集 団

武家的家父長制

農村的家父長制



形式的国家構造

実質的国家構造

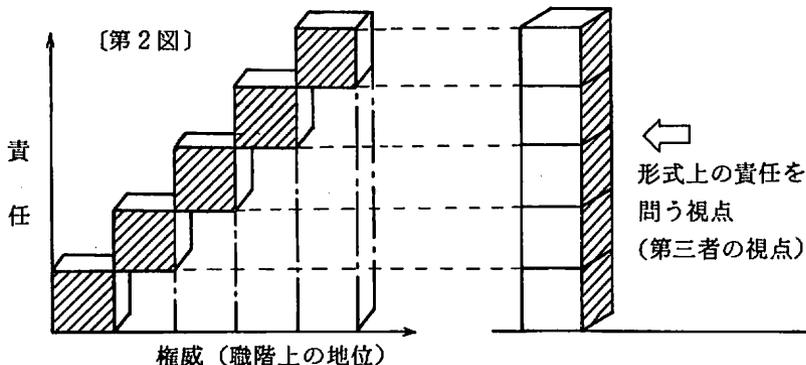
きた歴史がある。古代農耕社会においては自然が人間の社会生活に多大な影響力を及ぼしたが、この大いなる自然と人間とを媒介するのは、祭祀権を有する天皇以外にはなく、当然のなりゆきとして農民はその権力に依存しなければならず、かつ恩恵を受ける見返りとして天皇に対する絶対服従が要求されたのである。<sup>18)</sup> 天皇の神秘的権威が存在したからこそ明治の支配層が導入した、武家的家父長制に依拠する家族国家主義的秩序がすみやかに国民に受容されたといえよう。一方では天皇において理性を超越した絶対性を形成しながら、他方では自己を「郷党的社会(ムムラ共同体)」の日常道徳の中に原始化せしめるという特異な近代国家を生み出したのである。<sup>19)</sup>

### 天皇制国家構造の責任体系

次に、二つの国家構造における責任体系について考察する。初めに、実質的国家構造においてはその構成員は能力平等主義的意識をもち、全会一致主義を原則とする。したがって意思決定がなされる場合、構成員は全てが責任を負う。換言すれば、責任はあまねく分散されるために個々の構成員はさほど責任を感じない場合が多い。そこでは、ともすれば無責任の体系が出来上がるのである。組織や集団が大規模化するにしたがって各構成員の責任感はいっそう希薄化するのはいうまでもない。この責任の体系は例えば、官僚制にかける日本の伝統的な稟議制の責任体系と類似している。職階上の上役は責任も大きいし、上位の役職に進むにしたがって責任の度合も下位の役職の責任を包括するために大きくなっていき、そして最終的責任は最上部の者が負うと考えられがちだが、実際はそうではない。自己の職務上の責任の範囲は、下位の責任を取り去った部分だけと考えられ、第2図のように責任は分散する。つまり実際の決定者と表面的な決定者との間に背離がみられ、その実際の決定にもみなが参画していることから責任を追求するとよくわからないことがしばしばある。<sup>20)</sup> 稟議制において責任感の欠如が欠陥とされる所以である。

一方、形式的國家構造の責任体系を概観してみると、明治國家においては前述したように、挙國一致の体制を完成するために、天皇（現人神<sup>あらひとがみ</sup>）の下の平等という意識を國民に浸透させたのであり、形式上（外観上）、國家秩序は天皇に対する絶対服従を大前提とするものであり、第三者からは、最終的責任は頂点にある天皇に存するように見えよう。これは前述した稟議制において最終的責任が最上部の者に帰属するように見えるのと同様である。職階上、責任が分散されているとはいえ、第三者の視点からは、第2図のように、斜線の部分だけが映り、したがって、責任・座標のトップに位置する最上部が責任を統括するように見えるのである。

ところが、明治憲法下の國民には皇民化教育の徹底により天皇は神であるという認識が浸透していたために、神界と俗世を分断して考えることにより、現実上の、とりわけ戦争に関する責任はあくまで俗界のものであり、神たる天皇には求められないとする見方が國民の意識の中に存在することになるのである。換言すれば、天皇制は責任体系の不明確な日本の政治風土の上に現世の体制責任を究極的に霧散させる仕組みを内包していたといえよう。すなわち、天皇を家長とする家族國家は責任体系と責任倫理を欠落した擬制だったのである。石田雄が指適するように、一方では支配階級は、國民の似而非自発性を動員しておいて、自らの右翼化を「それでない」と國民がおさまらな



いから」という形で国民の責に帰するとともに、他方では権威の源を皇祖皇宗にまで無限にさかのぼることによって、結局責任の所在を失わせることに努めたのである。<sup>111)</sup> 同じ視点で丸山真男は「権威(神輿)——権力(役人)——暴力(無法者)」という分業のヒエラルキーとして、日本ファシズムの構造を分析しているが、その中で、軍支配者たちが自主的決断の主体者としての意識を完全に失っていたことを指摘している。<sup>112)</sup> それ故に東京裁判の被告たちは口をそろえて「私の個人的意見は反対でありましたが、すべて物事にはなりゆきがあります」とか「命令すべき法規上の権限はありません」を繰返し答弁しているのである。

### 現行の象徴天皇制

現在の国民主権下での象徴天皇制は明治憲法下の天皇制と著しく性格を異にしていることは言うまでもない。しかし、天皇は現在なお「日本国民統合の象徴」(日本国憲法第一条)であり、新しい天皇制は様々なシンボルや式典と運動によって、大衆天皇制<sup>113)</sup>として定着しているように思われる。また、現行憲法の象徴天皇制は、基埋たる「国民主権」の原理と世襲的天皇制との「きわめて高度な妥協」の産物とされている。<sup>114)</sup> その意味からも現在の天皇制は明治憲法下の国家構造と無縁ではありえない。体制としての天皇制は、日本国民の政治文化に根ざした、内なる天皇制<sup>115)</sup>に呼応している以上、天皇制をめぐる諸問題は絶えず今日性と普遍性を孕むテーゼをわれわれに提起し、日本人としてのアイデンティティを問い続けるのである。

注

(1) 中根千枝「タテ社会の力学」講談社、一九七八年、二一ページ。

- (2) 川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社、一九五〇年、二二―三三ページ。
- (3) 同書、一三ページ。
- (4) 中川八洋『日本政治文化論』原書房、一九七七年、第五章参照。
- (5) 同書、二二八―二三〇ページ。
- (6) 同書、二二八ページ。
- (7) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』第二版、未来社、一九七四年、一一ページ。
- (8) 詳しくは、村上重良『天皇の祭祀』岩波書店、一九七七年、を参照。
- (9) 藤田省三、前掲書、二七ページ。
- (10) 篠原一・永井陽之助編『現代政治学入門』有斐閣、一九六五年、一〇―一〇ページ。
- (11) 石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社、一九五六年、三八ページ。
- (12) 丸山真男『現代政治の思想と行動』未来社、一九六四年、第一部の三、軍支配者の精神型態、を参照。
- (13) 佐藤功『日本国憲法と現代天皇制』（『現代天皇制』日本評論社、一九七七年、所収）一〇ページ。

## 二、沖縄における天皇制の受容過程

### 沖縄の歴史的文化的特性

沖縄は、ムラ共同体、宗教、支配者、対外貿易の四つの面で他府県と著しい相違点がみられる。第一に、沖縄

のムラ共同体の特色は明治維新まで古代的性格を強く残した血縁共同体が存続してきたことである。特に農村ではこの傾向が顕著であった。<sup>(1)</sup> その理由としては、地殻変動によって大陸から分離して点在する小さな島々であること、土地がやせている上に水量が少ないために畑作中心であり、沖繩の畑作では稲作のように集中的に多くの労働力を必要とせず、それ故に少人数の共同体でも生活を維持できたことなどが考えられる。

次に、沖繩の宗教においては、「ニライ・カナイの神」と「祖霊神」が二本の柱として信仰されてきた。<sup>(2)</sup> 「ニライ・カナイの神」とは現実の世界や人間界に居住している神ではなく、水平線のはるか彼方の世界にあるニライ・カナイという場所に日常居住している神である。このニライ・カナイの神の国は平和と幸福の常世の国、理想の実現されているユートピアであり、人間界に幸福をもたらすと信じられている。「祖霊神」とは、沖繩の人々が最も崇拜し、頼りとしている神である。祖霊神は村人とは骨肉一体をなし、村人を産み、保護し、手塩にかけて養育してくれた祖先達であり、居住する村を作り、土地を作ってくれた父・母である。この神こそは昼夜を問わず自らの子孫に手を差しのべ、その幸福のために尽力しているのである。

このように、沖繩の人々にとって神とは身近な愛すべき存在である。ところが明治憲法下の天皇は「神聖にして侵すべからず」と条文にあるように大衆からは遠い存在であった。それ故に、沖繩の人々にとって神としての天皇は馴染みにくい対象であったことは容易に理解できよう。例えば、明治憲法公布の翌年の一八九〇年（明治二三年）に、国家神道の注入をはかる具体策として波上宮が官幣小社として列格され、他の七社は無格社ながら神社の地位を与えられたが、政治的作為によってつくられた神社が民衆の信仰の対象として支持を得るべくもなく、国家が経済的保障を継続した波上宮は別として、他のほとんどはたちまちにして経済的にも信仰的にも見るに耐えない無慙な状態をさらしたのであった。<sup>(3)</sup>

第三に、沖繩の支配者についてであるが、沖繩では古来、社会全般の支配者（「世の主」）を「テダ（太陽）」と呼称していた。<sup>(4)</sup>「太陽」と呼ばれることから理解できるように、支配者たるものは民衆を圧迫・酷使すべきではなく、民衆を保護すべき存在であった。統治者と民衆との間は、敬と愛によって結ばれており、近く親しい間柄だったのである。また、沖繩の歴史史上では宗教的権威が政治的権力と直接的に融合することはなかった。「ノロ」と呼ばれる女性が宗教的行事を司り、<sup>(5)</sup>王自体には宗教的権威は存しなかったのである。したがって統治者たる王と民衆との関係は言うなれば現実的実際的な関係でしかなかった。それ故に、民衆に物的生活を保障しえない王はしばしば王位を追われ、新しい支配者が登場する。沖繩の王統に連続した血族関係がみられないのはこのためである。この点でも宗教的権威を有し、連続した血族関係を保持する天皇とは性格を異にする。

第四の特性として対外貿易があげられるが、江戸時代に日本が鎖国中も沖繩では諸外国との貿易が盛んに行なわれており、外国文化も次々と流入し、独自の高度な文化が形成されていた。

以上のような沖繩の歴史的文化的特性を概括すると、ムラ共同体は血縁的紐帯が強く、固有信仰において神は愛すべき身近な存在であった。また、支配者は太陽と呼ばれるように一般大衆を保護すべき者であり、宗教的権威は支配者自身には存在していなかったのである。このような精神風土においては明治政府が一方的に押しつけた「万世一系」であり、かつ「神聖にして侵すべからず」の天皇が沖繩の人々にとってよそよそしく馴染みにくい存在であったことは容易に推測できよう。

### 皇民化教育

琉球処分後、他の諸制度の改革が放置されたなかで、教育だけは置県（明治一二年）当初から一貫して積極的  
に推進された。その結果、明治一三年（一八九〇年）の時点で二パーセント足らずであった初等教育の就学率が

〔第3図〕

明治31～32年の小学生意識調査  
 (沖縄本島内尋常小学校四年生対象)  
 一「琉球新報」  
 (明治31年12月～32年3月)より—

Q 1. 最も尊敬する者  
 (396名)

天 皇	363
父 母	15
教 師	9
その他	9

Q 3. 最も見たきもの  
 (359名)

内 地	63
天 皇	54
戦 争	33
軍 艦	13
その他	196

Q 5. 自己の目的  
 (304名)

教 師	74
農 業	73
兵 隊	57
学 者	18
その他	82

Q 2. 最も愛すべき者  
 (396名)

父母兄	274
国 家	42
友	13
兵 士	9
天 皇	4
その他	54

Q 4. 最も行きたき所  
 (370名)

内 地	192
学 校	30
外 国	19
皇 居	14
その他	115

明治四〇年(一九一七年)には九二・八パーセントにまで普及した。この教育の眼目はいうまでもなく沖縄の人々を早急に皇民化することにあつた。沖縄の郷土的な伝統は一切野蛮なものとして否定され、一日も早い本土化が要請されたのである。教育内容は近代的な「知能と技能」の啓発と育成であつたが、その人間教育は近代的本質を喪失して皇民化教育に終始した。明治三一年から三二二年にかけて行なわれた沖縄県の小学生意識調査結果(第3図)ではほとんど全ての子供が天皇を尊敬している。この結果から明らかのように、沖縄における皇民化教育は急速に浸透していったのである。

天皇制と相容れない精神風土をもつ沖繩において、なぜかくも皇民化が急速に浸透したのか。その理由を追求すればそのひとつとして脱差別意識が浮き彫りにされる。沖繩独自の歴史的経過から明治以降、内地の人間の沖繩に対する差別意識が根づいていった。この差別を脱するためには天皇制を受け容れることが最も近道であった。「天皇の下では臣民は全て平等である。内地の人間もしくはそれ以上に天皇に忠誠を尽くせば差別意識は消え、対等な立場にたてるだろう」と考えた。このように、脱差別意識が大きな推進力のひとつとなって短期間のうちに皇民化が浸透したのである。だが一方、こうした歴史的背景のもとでの皇民化教育が果たしてどの程度まで沖繩県民の内面に浸透できたかどうか疑問が残る。政治権力に従順な県民とすることには成功しても内なる信仰にまでは浸透できなかったといえるのではなからうか。

太平洋戦争では沖繩県民はその約三分の一が戦死するという悲惨な体験を強いられた。小学生まで戦鬪に参加し戦死していった。沖繩戦において沖繩県民は他府県民以上に天皇に対して忠誠を尽くしたといわれる。ひめゆりの塔や健児の塔を視察した大宅荘一は、学徒兵たちの示した異常な忠誠心は、動物的忠誠心<sup>6</sup>の発露であると発言し、物議をかもした。この発言は確かに一面において沖繩の人々の行動を的確に分析しているといえるが、沖繩のたどってきた歴史的境遇と多大な苦難を考慮すれば無責任な発言といわざるを得ないのである。

### 戦後沖繩の歩み

戦後、昭和二十七年（一九五二年）のサンフランシスコ平和条約により、沖繩はアメリカ施政権下におかれることになった。極東における軍事基地の重要拠点（Keystone）として島々の大半は基地化されたのである。アメリカ施政権下では沖繩人民の基本的人権はしばしば蹂躪された。周知のように、例えば米兵犯罪では沖繩側に

裁判権はなかった。やがて沖縄と本土の強固な一体感を基盤として、基本的人権の確保と土地返還をスローガンに祖国復帰運動は高まりをみせ、一九六〇年代後半には全島あげての島ぐるみ運動にまで発展した。祖国復帰運動のさなかでは天皇制を論じる余地などなく、天皇制や日本国政の是非を論議する以前に、アメリカ統治からの脱却を願う祖国復帰運動に人々の全エネルギーが投入されたのであった。

一九六八年に佐藤首相が来沖し、祖国復帰は具体化されていったが、その反面において首相来沖は、ベトナム戦争の激化に伴って重要性を増したアメリカ軍沖縄基地の確保・強化を目的としていたことは周知の事実である。そこで興味深いのは今日まで沖縄を訪れた首相は数名いるが、選挙運動や海洋博を除けば、彼らは戦争と何らかの密接な関わりをもって訪沖していることである。伊藤博文は日清戦争前、東条英機は太平洋戦争前に各々臨戦体制に備える視察が主目的で来沖しているのである。このように、沖縄は何よりも国防的軍事的見地から重視されてきたのであった。日本陸軍を創設した山県有朋、大山巖陸軍大将、山路元治陸軍中將、東郷平八郎海軍大尉(後元帥)ら一流の將軍たちの沖縄訪問<sup>(7)</sup>がそれを端的に証明している。

復帰後、一九七五年に海洋博が開催され、名譽総裁としての皇太子の来沖を契機として天皇制に対する論議が高まった。だが、この論議はまだ端緒を開いたばかりであり、今後、沖縄県民の天皇制に対する関心がどのように展開するかが注目されよう。今さらいうまでもなくこれまで天皇が訪れていない県は沖縄県だけなのだから。

注

(1) 仲松弥秀「古層の村」沖縄タイムス社、一九七七年、一一ページ。

(2) 同書、一一一―一三ページ。

- (3) 新川明「琉球のなかの天皇制」（沖縄タイムス編『沖縄にとって天皇制とは何か』沖縄タイムス社、一九七六年、所収）四六ページ。
- (4) 宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文館、一九七七年、二六ページ。
- (5) 松田智孝「天皇制と沖縄」（沖縄タイムス編、前掲書、所収）一〇〇ページ。  
比嘉春潮・霜多正次・新里克二「沖縄」岩波書店、一九六三年、四二ページ。
- (6) 同書、三二ページ。
- (7) 大田昌秀「沖縄の民衆意識」新泉社、一九七六年、三四五ページ。

### 三、現代沖縄県民の天皇観——アンケート調査結果の分析——

#### 調査方法

江上ゼミナールでは、一九八〇年（昭和五五年）の五月から六月にかけて、「沖縄における天皇制」を考察する一資料として沖縄県内でアンケート調査を行なった。時間や予算上の制約からランダム・サンプリングで調査対象を抽出できず、また那覇や沖縄などの都市および都市近郊が主な対象地域となつて、完全な手続きを経た客観的な調査結果とはいいがたいが、このアンケートで天皇制に関する現代沖縄県民の意識の一断面が素描されたものとして考察を試みる。

まずこのアンケートは「一般」と「学生」を分けて集計している。「一般」とは一般社会人のことであり、現実に

社会で働いて生活している社会人と、学校にいて社会の仕組みや現実を直接知らない若い学生とは異なった回答が寄せられるのではないかという仮定のもとに集計結果を類別した。「学生」対象の調査では学校へ調査員が出向き、高校の場合はクラス単位で、大学の場合はその規模に応じてアンケートをとった。「一般」対象の調査では沖縄県の主要な職場を訪問し、責任者を通してアンケートを依頼したり、選んだ地域で戸別訪問を行なった。街頭で個別に面接聴取を行なった。有効回答者総数は「一般」が一〇五〇名、「学生」が九四一名(高校生五〇七名・大学生四三四名)で合計一九九一名。回収率七五パーセント。

### 設問別の分析

#### Q1 天皇や皇族に対する感情

学生の五人に一人は「反感」をもったり「憎悪」を感じており、一般はほぼ四人に一人が「尊くしておそれ多い」とか「親しみを感じる」と答えている。だが、学生と一般の両者とも「何とも感じない」が過半数で、学生では五人のうち三人以上、一般では半数以上を占めているのが大きな特徴である。島袋邦教授は全国的な憲法意識調査の一環として、一九六六年(昭和四一年)に沖縄地区で調査を行なっているが、その中の同一の質問条項を参照すると、「尊くしておそれ多い」が二四パーセント、「親しみを感じる」が三五パーセント、「何とも感じない」が三二パーセント、「反感を感じる」が四パーセント、DKが五パーセントであった。<sup>(1)</sup> 約一五年前のこの調査結果と比較すると今回の調査では無関心層が著しく増大していることがわかる。

#### Q2 「君が代」のイメージ

「日本国」と回答した者がおよそ半数である。「天皇」を連想すると回答した者は「日本国」の三分の一以下

である。「天皇」をやや下まわって「スポーツ」「軍国主義」が続いている。

Q 3 「君が代」を国歌として法律で定めるべきか。

「法制化せず今のままでよい」が五〇パーセント近くあり、この設問に約半数が拒否反応を示していることがわかる。賛成者も大半は「慣習化されているから」と答えていて、「天皇制擁護の歌だから」は学生が〇・七パーセント、一般が三・二パーセントとほとんどその理由になっていない。

Q 4 元号法制化

「どちらでもいい」が学生、一般ともに一番多くて四〇パーセントに近い。賛成と反対の比率については、学生は賛成派（一八・九パーセント）より反対派（二六・〇パーセント）が多く、一般では逆に、賛成派（二五・四パーセント）が反対派（二二・六パーセント）を僅かながら上まわっている。一方、年齢別にみると、三四才以下は反対が賛成を上まわり、三五才以上は賛成が反対を上まわる。

次に、賛成の理由（Q 4の a・b）についてであるが、「日本の伝統的なものであるから」と「時代の特徴がはっきりするから」とが合計すると九〇パーセント前後と大勢を占め、天皇制の「維持」や「強化」を賛成の理由とする者はごく僅かである。逆に、反対する側の理由としては、「天皇制の強化」や「天皇制の存在を認めることとなるから」が各々三〇パーセント弱を占め、元号法制化の賛成者と対照的に反対者はかなり天皇制を意識しているといえよう。しかしながら、天皇制を意識したその反対者も全体では一割程度で、この設問に最も特徴的なことは「どちらでもいい」や「わからない」といった曖昧な回答者が多いことである。両回答を合計すると五〇パーセント以上に上っている。

Q 5 元号と天皇の関係

元号の使用が天皇に關係しているかという設問には「はい」と答える者が大勢を占めている(学生五九・九パーセント、一般六七・一パーセント)。

**Q 6** 靖国神社国家護持法案

一般と比較して学生の方に際立った特色がみられる。というのは「わからない」と回答する者が半数近い(四六・五パーセント)のである。これは靖国神社の存在を身近なものとして感じない、すなわち大半の学生が見たこともないという空間的な隔たりと、戦争を体験していないことによる内面的な隔たりに起因すると思われる。

**Q 7** 戦争責任

太平洋戦争の責任を誰に求めるかとの設問に、ほぼ軍部、内閣、天皇のいずれかに求め、それら以外の国民や外国に求める者は合わせても一割程度である。そしてこの三者を較べてみると、一般は軍部に責任を求めた者が最も多くて四一・八パーセント、次に内閣二五・九パーセント、そして天皇一六・一パーセントとなっている。

これは、おおかたの沖縄県民が、太平洋戦争へと直接的・実質的に先導したのは軍部であると認識しており、さらには「利用される(担<sup>か</sup>がれる)天皇」を頂点にいただいた日本独特の秩序意識などから天皇に対する強い責任追求に違和感を抱いた結果なのではなからうかと推測される。一方、学生の方も、軍部、内閣、天皇の三者に求め、一般と同様に軍部に最も多くの責任を求めているが、この三者の割合が一般の場合よりも接近した数値を示している。戦争体験のない学生たちには明確な回答が難しく、特に誰というのではなくて、天皇、軍部、内閣の三者が総体的に絡みあって戦争に導いていったと彼らは漠然と感じているのではなからうか。

**Q 8** 天皇とはどんな存在なのか。

沖縄県民は天皇をどのような存在と見ているのかというこの設問では、「一般国民と全く同じ普通の人間」と

「普通の人間だが一家の主人のような人」とが合わせて学生では七五・四パーセント、一般では六四・八パーセントとなっている。この結果は戦後の民主教育や天皇の人間宣言等の影響で、天皇は普通の人間、という見方が大半の人々に浸透している事実を裏付けている。それでも一般では、神もしくは神性を帯びた超人的存在と答えた者が二〇パーセント以上に上っていることも留意すべきであろう。

#### Q 9 天皇制の将来

大勢を占めたのは「(象徴として)今のままでよい」で学生五五・七パーセント、一般六〇・七パーセントである。象徴天皇制が沖繩においても定着していることの表れとみていいだろう(因みに、一九七九年二月の毎日新聞全国調査によれば、象徴天皇制支持者は全体の七七パーセントであった)。また、天皇制廃止論者は学生二三・九パーセント、一般一八・九パーセントであり、ほぼ五人に一人の割合となり、天皇制強化論者(学生六・一パーセント、一般八・七パーセント)をはるかに上まわっている。

#### Q 10 沖繩と本土の天皇観の相違

学生も一般も大半が沖繩と本土では天皇に対する意識が違ふと考えている(学生六四・七パーセント、一般五八・六パーセント)。しかし、「わからない」が学生一八・一パーセント、一般一七・五パーセントと以外に多い。

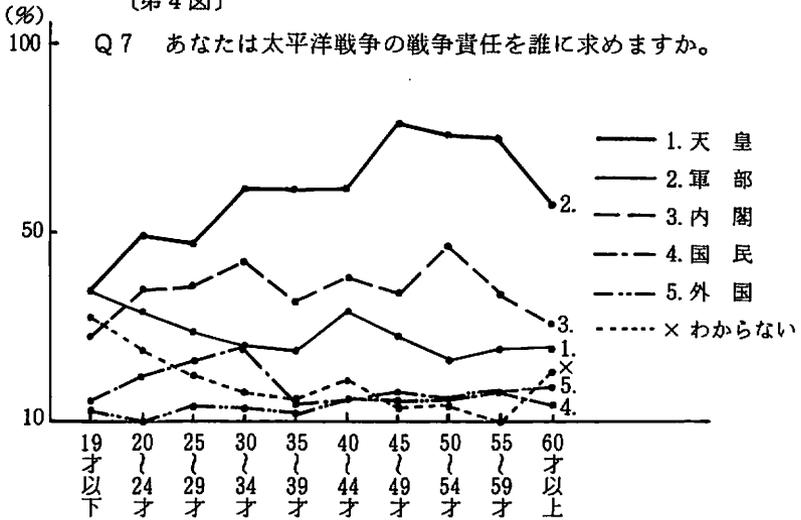
### 概 括

(一) 一般的な態度として、特にQ 1、Q 8、Q 9などから、現在の沖繩県民が天皇(制)をきわめてクールな眼で見ていることがうかがえる。また、学生の方が一般よりも批判的である。

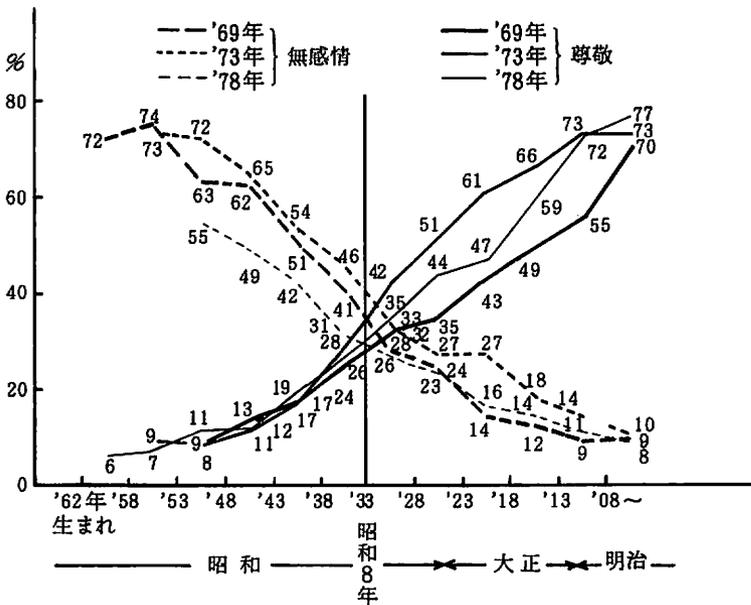
(二) 体制の動向に対して順応的な県民性が表われている。それはQ2、Q3、Q4、Q5、Q6に顕著である。というのは、沖縄県民は「君が代」に対して「日本国」というイメージをもつ者が大半である(Q2)が、その「君が代」を国歌として法律で定めるべきかどうかという不確定な将来の問題になると、半数以上が法制化に拒否反応を示す(Q3)。ところが現実<sup>ニ</sup>に争点となっている靖国神社国家護持法案については、大半が「どちらともいえない」(学生一七・〇パーセント、一般二七・〇パーセント)とか「わからない」(学生四六・五パーセント、一般二一・〇パーセント)と曖昧な反応を示している(Q6)。そして、既に法制化された元号問題に対しては、大半が元号の使用が天皇と関係があると思う県民(Q5)は「どちらでもいい」(学生三六・四パーセント、一般三八・〇パーセント)という回答が多く、また賛成者の九〇パーセント前後がその理由として「日本の伝統的なものであるから」とか「時代の特色がはっきりするから」をあげ、天皇とは無関係だといった<sup>レ</sup>げである。すでに中央政府が決定した事項について今さら何をいうことができるか」と体制順応的な県民性がうかがえる。

(三) 年齢別に分析した場合、Q7のグラフ(第4図)で示されるように、特に(四五〜四九才)においてその前後の年齢層と大きな歪みが目立つ。こうした歪みはQ3やQ8にもうかがえる。一〇才から一四才で終戦を迎えたこの年齢層の人々の内面には戦争の亀裂が最も深く刻みこまれているのであろうか。因みに、NHK放送世論調査所編の「現代日本人の意識構造」では、一九六九、一九七三、一九七八の各年度にわたる全国調査のデータから、天皇感情が世代によって大きく分裂し、天皇に対する尊敬と無感情の分岐点が一九三三年(昭和八年)前後生まれとなっていると分析する(第5図参照)。そしてこの一九三三年前後生まれの世代は、一二、三才ころの人間形成期に「現人神」<sup>あらひとがみ</sup>天皇から「人間」天皇への認識の大転換を體現した世代であり、「これらの時代体験を考

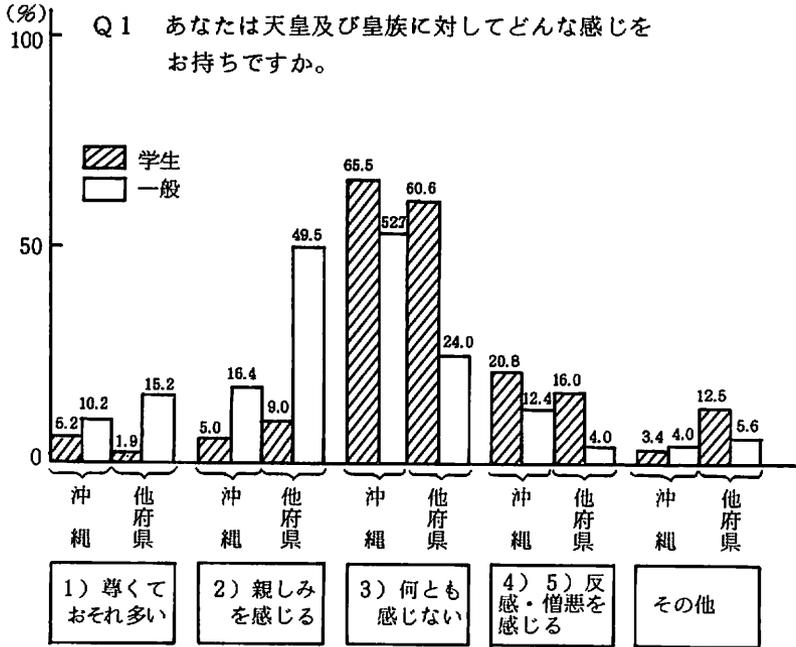
〔第4図〕



〔第5図〕 天皇感情（国民全体）



〔第6図〕



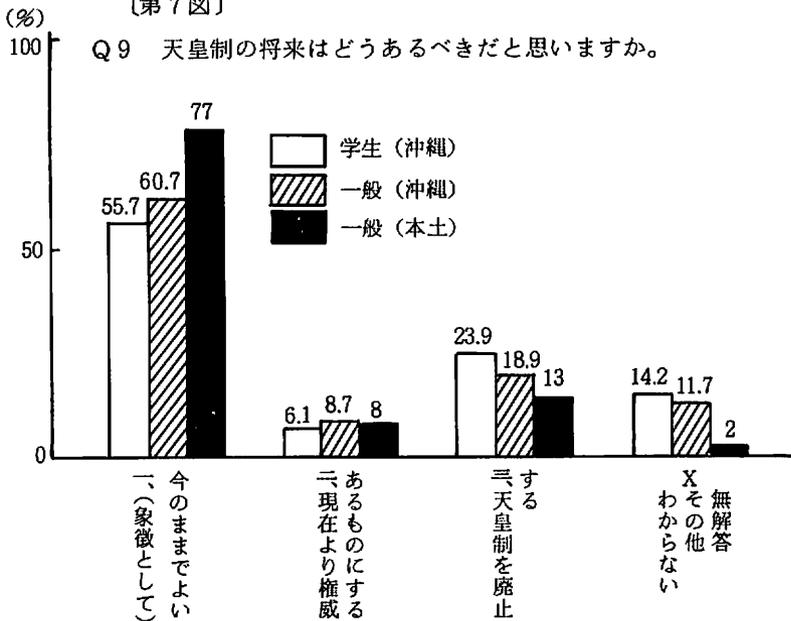
※ 他府県の資料は、東京新聞の昭和51年1月1日と『現代天皇制』(法学セミナー刊)の昭和51年大学生調査。「反感・憎悪を感じる」については、沖縄は、各々「反感を感じる」(11.0%)「憎悪を感じる」(1.4%)であった。

えると、天皇への「尊敬・感情」と「無感情」とがこの世代の中で拮抗している」と指摘しているが、われわれの調査もこの指摘を裏づける結果となっている。

四 全国的な調査における類似した設問項目を比較してみると、Q1(天皇及び皇族に対する感情)では、沖縄は他府県に比べて天皇や皇族に対する反感や憎悪が強いことがわかる。それと反比例して親しみを感じる者が沖縄ではきわめて少ない(第6図)。また、Q9の天皇制の将来に関する設問では他府県と比べて天皇制廃止論が多い(第7図)。しかしながら、天皇制をめぐる諸問題に関する沖縄県民

の賛否の構造は全国レベルと較べてみて際立った相違はなく、アンケート全般からいえるのは全国調査の結果と比較して「わからない」の占める割合がきわめて大きいことである。もちろん相対的には前述したように沖縄県では天皇制に対する厳しい回答の方が多いのであるが、他府県と根本的な見方の相違があるというよりも、むしろ現時点では天皇に対する地理的歴史の隔離感に起因する無関心や無知識が最も如実にこのアンケートから浮き彫りにされてくる。沖縄県民の意識の中の天皇制に対する大きな空白部分が、今後どのように埋められていくのか、その動向が大いに注目されるであろう。

〔第7図〕



※ 本土の資料は、毎日新聞社の昭和54年12月の調査結果である。「天皇を現在より権威あるものにする」は、私たちのアンケートでは「天皇にもう少し政治的権限を与える」（4.5%）と「戦前のように主権者の地位にもどす」（1.6%）だったが、比較の便宜上、毎日新聞社の調査に合わせるため、1つにまとめた。

- 注
- (1) 小林直樹編「日本人の憲法意識」東大出版会、一九六八年、第四章、地域分析、の「沖縄地区」を参照。
- (2) NHK放送世論調査所編「現代日本人の意識構造」日本放送出版協会、一九七九年、一三八ページ。

## 後記

江上ゼミナールは一九八〇年(昭和五五年)七月二三日の五大学インターカレッジ・セミナー(学習院大学飯坂ゼミ、慶応大学堀江ゼミ、早稲田大学岡沢ゼミ、駒沢大学福岡ゼミ、琉球大学江上ゼミ)において天皇制の諸問題について発表し、他のゼミナールと活発な論議をかわした。天皇制をテーマとした理由は、この問題が沖縄と東京の意識の差異を顕在化することでインターカレッジ・セミナーの趣旨に沿う恰好の論題となり得るのではないかと考えたからである。そして天皇制の構造分析、沖縄における天皇制の受容過程、沖縄県民の意識調査、の三つの側面からこの問題に取り組んだ。

まず初めに、天皇制の構造分析については周知のように、これまでいろいろなアプローチによって数々の研究業績が上げられてきたが、江上ゼミナールでは、日本の「小集団」と責任体系に焦点を絞って考察を試みた。次に、沖縄と天皇制に関しては、大半が予備知識のない東京四大学の学生の手引きとして天皇制をめぐる沖縄の歴史を簡潔に要約した。第三に、研究報告の基礎資料として、天皇観に関する現代沖縄県民の意識調査を行ない、その結果を他の全国調査と比較・検討しながら分析した。そしてインターカレッジ・セミナーでのゼミ発表のこうした内容を筆者が部分的に補足・修正しながらまとめたのがこの小論である。ひとえに筆者のゼミ指導の未熟さ故に不備な点が多々看取されようが、日本の政治文化の諸問題を孕むこのテーマに真向から取り組んだ江上ゼミ学

生諸君の熱意に免じて御容赦いただきたい。

江上ゼミナールのメンバーは、法政学科三年次の東田盛正治（幹事長）を初め、新垣隆治、天願ひとみ、浜谷充、比嘉満、保久盛長哲、前大光則、宮平守良、目取真優、法政学科一年次の玉城判、史学科三年次の久場政彦の一名である。

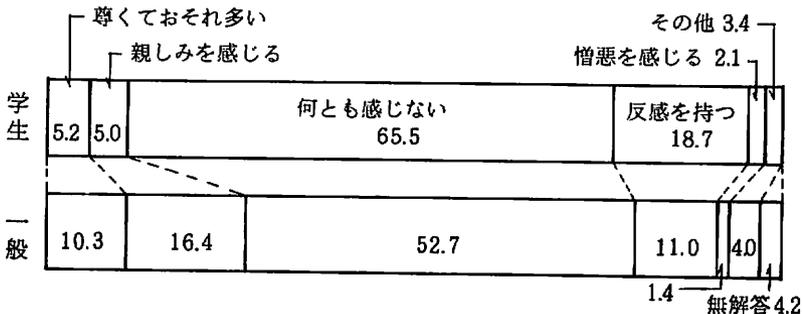
この研究報告をまとめるにあたって、琉球大学の島袋邦教授には全般にわたって、とりわけ沖縄の歴史や政治文化についてつぶさに御教示いただいた。心から感謝の意を表したい。また、憲法に関連する問題で同じく琉球大学の伊志嶺恵徹教授に助言を仰ぎ、さらにインターカレッジ・セミナーでの発表に際して、飯坂良明学習院大学教授、堀江湛慶応大学教授、岡沢憲美早稲田大学助教授の諸先生方に有意義な御指摘をいただいた。厚く御礼申し上げる次第である。末筆ながら全国調査資料の収集作業を始めとする岡沢ゼミの学生諸君の多岐にわたる助力もありがたかった。記して感謝申し上げます。

沖縄における「天皇観に関する意識調査」結果

1. 調査期間：1980年(昭和55年)5月13日～6月13日
2. 調査方法：一般……街頭による調査及び戸別訪問、職場訪問  
 学生……○普天間高校・前原高校・小禄高校・那覇高校・首里高校・コザ高校  
 ○琉球大学・琉球大学短期大学部・沖縄国際大学・沖縄国際大学短期大学部・沖縄キリスト教短期大学
3. 調査総数：2,670  
 (有効回答数) 一般 1,050 学生 941
4. 調査：琉球大学法文学部法政学科 江上ゼミナール
5. 回答率単位：%

Q1 あなたは天皇及び皇族に対してどんな感じをお持ちですか。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 尊くおそれ多い | 2. 親しみを感じる |
| 3. 何とも感じない | 4. 反感を持つ   |
| 5. 憎悪を感じる  | Y. その他     |



Q 2 あなたは「君が代」についてどのようなイメージをお持ちですか。

1. 軍国主義      2. 天皇      3. 日本国  
4. スポーツ      Y. その他

学生	軍国主義 11.9	天皇 16.4	日本国 48.7	スポーツ 15.4	無解答 1.3 その他 6.3
	9.6	15.1	56.7	10.3	2.3 6.0
一般					

Q 3 「君が代」を日本の国歌として、法律で定めることについてどう思いますか。

1. 天皇制擁護の歌だから賛成      2. 慣習化されているから賛成  
3. 法制化せず今のままでよい      4. 他の歌なら国歌として法制化してよい  
X. わからない      Y. その他

学生	天皇制擁護の歌だから賛成 0.7	慣習化されているから賛成 26.6	法制化せず今のままでよい 42.0	他の歌なら国歌として法制化してよい 9.2	無解答 1.3 その他 3.7
	3.2	29.6	44.7	8.3	2.0 3.8
一般					

Q 4 元号が法制化されたことをどう思いますか。

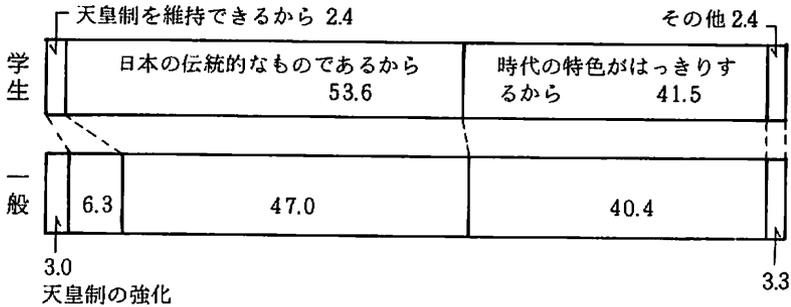
1. 賛成      2. 反対      3. どちらでもいい      X. わからない

学生	賛成 18.9	反対 26.0	どちらでもいい 36.4	わからない 18.0
一般	25.4	22.6	38.0	13.7

(a) 1. 賛成に○を付けた人だけ答えて下さい。

「なぜ賛成ですか」

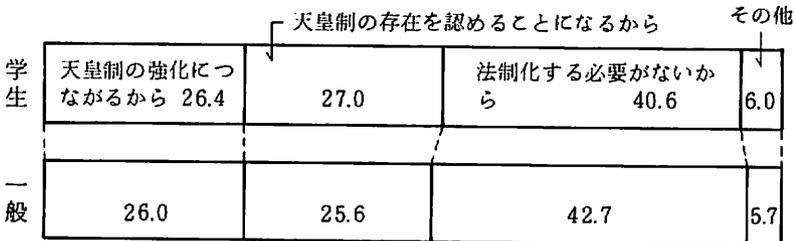
1. 天皇制の強化
2. 天皇制を維持できるから
3. 日本の伝統的なものであるから
4. 時代の特色がはっきりするから
- Y. その他



(b) 2. 反対に○を付けた人だけ答えて下さい。

「なぜ反対ですか」

1. 天皇制の強化につながるから
2. 天皇制の存在を認めることになるから
3. 法制化する必要がないから
- Y. その他



Q 5 元号の使用と天皇は関係あると思いますか。

1. はい      2. いいえ      3. わからない

	はい	いいえ	わからない	無解答
学生	59.9	18.4	19.3	2.4
一般	67.1	13.7	16.3	2.9

Q 6 靖国神社国家護持法案についてどう思いますか。

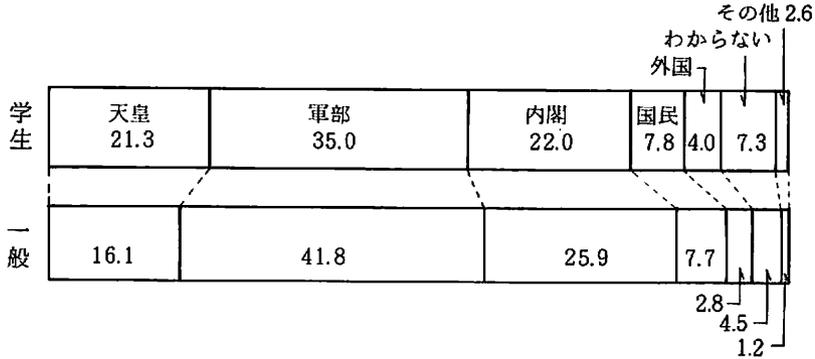
1. 賛成      2. 反対      3. どちらともいえない  
X. わからない      Y. その他

	賛成	反対	どちらともいえない	わからない	その他	無解答
学生	7.5	22.1	17.0	46.5	0.7	6.1
一般	20.5	21.3	27.0	21.0	7.5	2.7

Q7 あなたは、太平洋戦争の戦争責任を誰に求めますか。

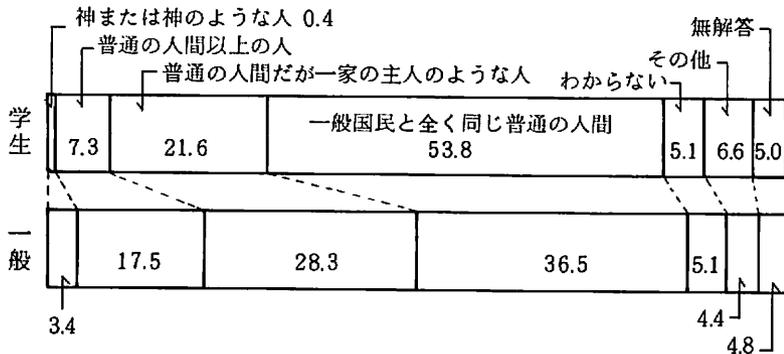
(該当するものはいくつでもよい)

1. 天皇      2. 軍部      3. 内閣      4. 国民  
5. 外国      X. わからない      Y. その他



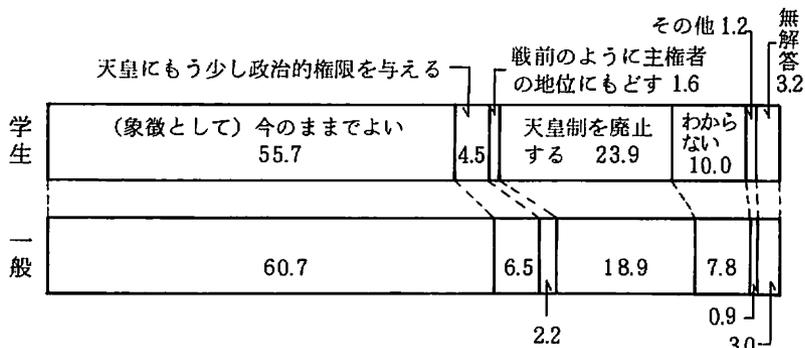
Q8 あなたは天皇をどのような存在だとお考えですか。

1. 神または神のような人      2. 普通の人間以上の人  
3. 普通の人間だが一家の主人のような人  
4. 一般国民と全く同じ普通の人間      X. わからない      Y. その他



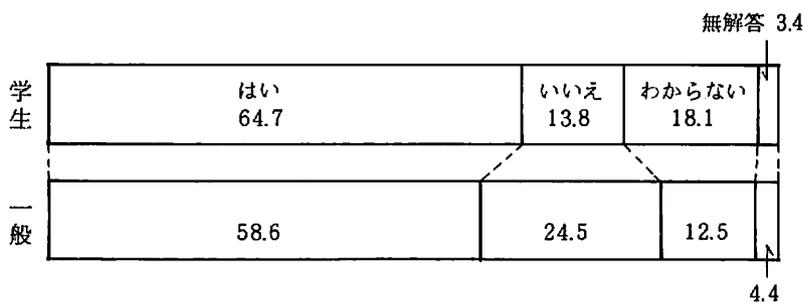
Q 9 天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか。

1. (象徴として)今のままでよい
  2. 天皇にもう少し政治的権限を与えた方がよい
  3. 戦前のように天皇を主権者の地位にもどす
  4. 天皇制を廃止する
- X. わからない Y. その他



Q 10 本土と沖縄では、天皇制に対する意識は違うと思いますか。

1. はい
2. いいえ
- X. わからない



特 性 分 析  
《 一 般 》

Q1 あなたは天皇及び皇族に対してどんな感じをお持ちですか。

	一おい 尊そ くれて 多	ニを 感じ みる	三感 じな い	四持 つ 反 感 を	五感 じ る 憎 悪 を	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	103	164	52.7	11.0	1.4	4.0	4.2	100
P1 年 齢								
1. 19才以下	11.1	5.6	47.2	22.2	5.6	8.3	0	100
2. 20～24才	3.4	6.3	68.8	15.1	0.5	4.4	1.5	100
3. 25～29才	4.8	9.6	60.8	14.4	3.3	5.3	1.9	100
4. 30～34才	6.0	14.9	60.4	8.2	2.2	5.2	3.0	100
5. 35～39才	11.3	13.6	55.7	13.6	1.1	1.1	3.4	100
6. 40～44才	10.4	27.1	49.0	6.3	1.0	4.2	2.1	100
7. 45～49才	12.4	28.3	46.0	8.8	0	2.7	1.8	100
8. 50～54才	25.6	32.2	34.4	4.4	0	1.1	2.2	100
9. 55～59才	34.6	34.6	15.4	11.5	0	3.8	0	100
10. 60才以上	26.4	26.4	30.2	3.8	1.9	9.4	1.9	100
P2 性 別								
1. 男	8.4	20.0	51.9	11.9	2.3	2.3	3.2	100
2. 女	12.2	14.8	38.8	10.6	0.7	4.5	19.4	100
P3 出 身 地								
1. 県 内	10.4	16.8	44.6	11.4	1.6	4.1	11.3	100
2. 県 外	10.8	18.5	53.8	7.7	0	7.7	1.5	100
P4 職 業								
1. 農林水産業	14.7	35.3	23.5	17.6	2.9	2.9	3.1	100
2. 商工・サービス(自営)業	12.9	15.2	54.5	7.9	1.2	4.5	3.8	100
3. 自 由 業	12.1	9.1	60.6	12.1	3.0	0	3.1	100
4. 軍 雇 用 員	0	18.2	54.5	9.0	0	9.6	9.3	100
5. 公 務 員	4.6	16.6	52.6	15.4	5.1	4.0	1.7	100
6. 会 社 員	8.5	15.1	59.2	9.2	0.4	4.8	2.8	100
7. 主 婦	16.9	23.1	42.3	12.3	0	3.8	1.6	100
8. 無 職	16.7	7.8	62.7	6.9	1.0	0	4.9	100
P5 年 間 収 入								
1. 無 収 入	16.2	16.2	48.5	11.3	1.0	3.9	3.4	100
2. 200万円未満	9.0	11.8	57.6	9.4	1.8	5.8	4.6	100
3. 200～300万円未満	7.7	14.0	58.8	11.3	2.7	3.2	2.3	100
4. 300～400万円未満	10.7	27.2	46.6	9.0	0	4.0	2.5	100
5. 400～500万円未満	15.0	35.0	37.5	7.5	0	5.0	0	100
6. 500～600万円未満	5.3	26.3	52.6	5.3	0	5.3	5.2	100
7. 600万円以上	18.2	45.5	27.3	9.1	0	0	0	100
P6 学 歴								
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	14.8	44.4	33.3	0	3.7	0	3.7	100
3. 旧制中学校	26.1	26.1	36.9	7.7	1.5	0	1.6	100
4. 尋常小学校	28.9	25.8	34.0	6.2	1.0	1.0	3.1	100
5. 新制大学	5.3	11.0	59.6	12.0	3.4	6.3	2.5	100
6. 新制高校	7.0	15.7	58.2	12.4	0.9	4.0	1.6	100
7. 新制中学校	11.7	16.9	54.5	10.4	0	3.9	2.6	100
Y. その他	13.6	13.6	45.5	9.1	0	13.6	4.5	100

Q2 あなたは「君が代」についてどのようなイメージをお持ちですか。

	一 軍 国 主 義	二 天 皇	三 日 本 国	四 ス ポ ー ツ	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	9.6	15.1	56.7	10.3	6.0	2.3	100
P1 年 齢							
1. 19才以下	11.1	16.7	47.2	19.4	2.8	2.8	100
2. 20～24才	10.7	17.6	46.3	17.6	7.3	11.2	100
3. 25～29才	12.4	14.8	54.1	12.4	6.2	0	100
4. 30～34才	12.7	3.7	61.2	11.9	10.4	0	100
5. 35～39才	12.5	12.5	56.8	12.5	4.5	1.1	100
6. 40～44才	5.2	15.6	70.8	6.2	1.0	1.0	100
7. 45～49才	7.1	16.8	65.5	4.4	6.2	0	100
8. 50～54才	4.4	23.3	67.8	2.2	2.2	0	100
9. 55～59才	11.5	19.2	69.2	0	0	0	100
10. 60才以上	5.7	24.5	54.7	0	11.3	3.8	100
P2 性 別							
1. 男	12.3	11.7	60.7	9.4	5.7	0.2	100
2. 女	7.4	18.9	55.1	11.3	6.3	8.0	100
P3 出 身 地							
1. 県 内	10.2	15.6	57.6	10.5	5.6	0.6	100
2. 県 外	4.6	9.2	61.5	9.2	12.3	3.1	100
P4 職 業							
1. 林水産業	8.8	20.0	58.8	5.9	5.9	0	100
2. 商社・サービス(自営)業	5.6	15.7	61.8	11.2	4.5	1.2	100
3. 自 由 業	18.2	15.2	54.5	9.1	3.0	0	100
4. 軍 雇 用 員	9.1	27.3	63.6	0	0	0	100
5. 公 務 員	21.7	15.4	45.7	9.7	7.4	0.1	100
6. 会 社 員	6.6	12.9	62.5	9.9	6.3	1.8	100
7. 主 婦	3.1	20.0	60.0	8.4	6.9	1.6	100
8. 無 職	9.8	19.6	51.0	7.8	10.8	1.0	100
P5 年間収入							
1. 無 収 入	6.4	21.6	55.4	8.6	7.8	0.2	100
2. 200万円未満	11.2	13.1	53.9	13.4	5.8	2.6	100
3. 200～300万円未満	13.6	13.6	56.1	9.0	7.2	0.5	100
4. 300～400万円未満	6.8	15.3	69.9	5.8	1.9	0.6	100
5. 400～500万円未満	7.5	12.5	72.5	2.5	5.0	7.5	100
6. 500～600万円未満	10.5	5.3	73.7	0	10.5	0	100
7. 600万円以上	0	9.1	90.9	0	0	0	100
P6 学 歴							
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	7.4	11.1	77.8	3.7	0	0	100
3. 旧制中学校	9.2	20.0	60.0	4.6	6.1	0	100
4. 尋常小学校	8.2	22.7	66.0	1.0	2.1	0	100
5. 新制大学	13.5	17.9	49.2	9.1	9.1	1.8	100
6. 新制高校	9.1	11.3	62.0	12.7	1.6	3.3	100
7. 新制中学校	0	10.4	64.9	15.6	6.5	2.6	100
Y. その他	4.5	22.7	40.9	13.6	13.6	4.5	100

Q3 「君が代」を日本の国歌として、法律で定めることについてどう思いますか。

	一、天の歌だから 賛成 制擁護	二、慣て賛成 習化するから	三、今よ 法のいま 化せず	四、国歌としてよい 他の歌ならぬ	X わからぬ	Y その他	無 回 答	計
総 数	3.2	29.6	44.7	8.3	8.4	2	3.8	100
P1 年 齢								
1. 19才以下	0	33.3	33.3	11.1	13.9	8.3	0	100
2. 20～24才	6.3	33.7	33.6	4.9	12.7	2.4	3.9	100
3. 25～29才	1.4	23.9	50.2	12.9	9.6	1.9	0	100
4. 30～34才	10.4	43.3	30.4	6.0	5.2	3.7	0.7	100
5. 35～39才	1.1	43.2	26.1	5.7	3.4	1.1	9.3	100
6. 40～44才	4.2	37.5	40.6	8.3	7.3	1.0	1.0	100
7. 45～49才	7.1	31.9	45.1	6.2	6.2	0.9	2.7	100
8. 50～54才	5.6	38.9	38.9	7.8	7.8	0	1.1	100
9. 55～59才	7.7	50.0	34.6	7.7	0	0	0	100
10. 60才以上	15.1	35.8	26.4	3.8	13.2	1.9	3.8	100
P2 性 別								
1. 男	7.0	39.1	36.2	7.8	4.7	2.3	2.9	100
2. 女	4.3	28.9	44.0	7.4	11.9	1.7	1.8	100
P3 出 身 地								
1. 県 内	5.7	34.6	40.5	7.4	10.3	1.5	0	100
2. 県 外	4.6	38.5	35.4	10.8	6.1	4.6	0	100
P4 職 業								
1. 農林水産業	14.7	35.3	26.5	8.8	8.8	5.9	0	100
2. 商工・サービス(自営)業	2.8	29.2	42.7	10.1	7.3	2.8	5.1	100
3. 自 由 業	0	24.2	66.7	3.0	3.0	0	3.1	100
4. 軍 雇 用 員	9.1	36.4	27.3	18.2	0	9.1	0	100
5. 公 務 員	0	24.0	56.0	12.0	4.6	2.9	0.5	100
6. 会 社 員	0.7	32.7	48.9	8.5	6.3	2.6	0.3	100
7. 主 婦	10.0	32.3	38.5	2.3	13.8	2.3	0.8	100
8. 無 職	2.9	29.4	36.3	8.8	19.6	1.0	2.0	100
P5 年 間 収 入								
1. 無 収 入	7.4	31.9	34.3	4.4	17.6	1.0	3.4	100
2. 200万円未満	2.4	27.0	49.0	9.2	7.6	2.9	1.9	100
3. 200～300万円未満	0.9	26.7	51.6	10.9	5.0	4.5	0.4	100
4. 300～400万円未満	5.0	26.6	47.5	7.9	2.0	1.0	0	100
5. 400～500万円未満	2.5	50.0	37.5	7.5	2.5	0	0	100
6. 500～600万円未満	5.3	21.1	52.6	15.8	0	0	5.2	100
7. 600万円以上	4.5	45.5	40.9	0	9.1	0	0	100
P6 学 歴								
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	3.7	40.7	48.1	0	7.4	0	0	100
3. 旧制中学校	6.1	40.0	40.0	9.2	4.6	0	0	100
4. 尋常小学校	12.4	37.1	36.0	4.1	8.2	1.0	1.2	100
5. 新制大学	1.0	21.9	53.0	12.9	5.0	4.7	1.5	100
6. 新制高校	2.1	30.8	48.1	6.6	8.7	2.8	0.9	100
7. 新制中学校	5.2	35.1	33.8	7.8	18.2	0	0	100
Y. その他	4.5	18.2	31.8	18.2	18.2	0	9.1	100

Q 4 元号が法制化されたことをどう思いますか。

(a) 1 賛成に○を付けた人だけ答えて下さい。

(b) 2 反対に○を付けた人だけ答えて下さい。

なぜ賛成ですか？

なぜ反対ですか？

	一、 賛 成	(a) 1 一、 天 皇 化 制 の	(a) 1 二、 天 皇 制 を き	(a) 1 三、 天 皇 持 ち を 伝 へ	(a) 1 四、 日 統 本 的 な あ ら う	(a) 1 五、 時 色 が り ら の は す 特 つ	(a) 1 六、 そ の 他
総 数	25.7	3.0	6.3	47.0	40.4	3.3	
P 1 年 齢							
1. 19才以下	13.9	0	20.0	80.0	0	0	
2. 20～24才	19.0	0	5.1	23.1	69.2	5.1	
3. 25～29才	19.1	0	7.5	40.0	50.0	5.0	
4. 30～34才	16.4	0	0	5.0	45.5	9.0	
5. 35～39才	27.3	8.3	0	37.5	54.1	8.3	
6. 40～44才	33.3	3.1	6.3	59.4	31.3	0	
7. 45～49才	29.2	3.0	9.0	69.7	18.1	0	
8. 50～54才	43.3	5.1	2.6	59.0	33.3	0	
9. 55～59才	50.0	0	23.0	46.2	23.1	0	
10. 60才以上	41.5	4.5	13.6	50.0	13.6	4.5	
P 2 性 別							
1. 男	29.7	2.6	5.2	50.0	35.5	4.6	
2. 女	21.7	1.7	7.7	41.0	47.0	1.7	
P 3 出 身 地							
1. 県 内	24.9	2.4	6.5	46.9	40.8	3.3	
2. 県 外	36.9	4.1	4.1	54.2	37.5	0	
P 4 職 業							
1. 農林水産業	41.2	7.1	14.3	57.1	7.1	7.1	
2. 商工・サービス(自営)業	26.4	4.3	8.5	51.1	36.2	0	
3. 自 由 業	27.3	0	0	22.2	77.8	0	
4. 軍 用 員	27.3	0	0	33.3	66.7	0	
5. 公 務 員	20.0	0	5.7	28.6	48.6	5.7	
6. 会 社 員	26.8	1.4	9.6	46.6	41.1	1.4	
7. 主 婦	26.2	5.9	5.9	58.8	29.4	0	
8. 無 職	27.5	0	7.1	50.0	39.3	3.6	
P 5 年 間 収 入							
1. 無 収 入	26.0	1.9	7.5	45.3	10.8	1.9	
2. 200万円未満	18.8	0	11.1	41.7	43.1	4.2	
3. 200～300万円未満	29.0	1.6	4.7	51.6	39.1	3.1	
4. 300～400万円未満	35.9	2.7	2.7	54.1	37.8	2.7	
5. 400～500万円未満	37.9	0	6.7	73.3	20.0	0	
6. 500～600万円未満	21.1	0	0	50.0	50.0	0	
7. 600万円以上	59.1	7.7	7.7	38.5	38.5	7.7	
P 6 学 歴							
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	
2. 旧制高等専門学校	33.3	0	0	66.7	33.3	0	
3. 旧制中学校	36.9	4.2	8.3	50.0	37.5	0	
4. 尋常小学校	42.3	4.9	17.1	61.0	14.6	2.4	
5. 新制大学	24.8	0	2.6	42.1	50.0	5.3	
6. 新制高校	22.1	1.1	4.2	46.8	46.8	1.1	
7. 新制中学校	19.5	6.7	13.3	60.0	20.0	0	
Y. その他	40.9	0	0	55.6	33.3	11.1	

Q4 の つづき

	ニ反 対	(b)2 一、 天皇制の 強化につ ながるから	(b)2 二、 天皇制の 存続を認 めること になるから	(b)2 三、 法制化す る必要が ないから	(b)2 Y その他	三 ど い ち ら で も	X わ か ら な い	無 回 答	計
総 数	21.6	26.0	25.6	42.7	5.7	38.0	13.7	1.0	100
P1 年 齢									
1. 19才以下	16.7	16.7	50.0	16.7	0	47.2	19.4	2.8	100
2. 20～24才	18.5	23.7	21.1	52.6	2.6	39.5	22.0	1.0	100
3. 25～29才	29.2	32.8	19.7	39.3	4.9	39.7	11.5	0.5	100
4. 30～34才	30.6	22.0	34.1	34.1	7.3	40.3	12.7	0	100
5. 35～39才	23.9	33.3	28.6	28.6	4.8	35.2	11.3	2.3	100
6. 40～44才	15.6	20.0	6.7	60.0	6.7	42.7	7.3	1.0	100
7. 45～49才	23.0	19.2	7.7	57.7	11.5	36.3	10.6	0.9	100
8. 50～54才	13.3	25.0	16.7	33.3	8.3	31.1	12.2	0	100
9. 55～59才	3.8	0	0	100.0	0	42.3	3.8	0	100
10. 60才以上	11.3	33.3	0	66.7	0	22.6	20.8	3.8	100
P2 性 別									
1. 男	26.2	30.6	19.4	35.8	7.5	36.3	6.8	1.0	100
2. 女	17.3	19.4	17.2	55.9	3.2	39.5	20.4	1.1	100
P3 出 身 地									
1. 県 内	21.9	26.9	19.9	44.0	6.0	37.9	14.3	1.0	100
2. 県 外	16.9	9.1	45.5	45.5	0	38.5	6.1	1.5	100
P4 職 業									
1. 農林水産業	17.6	66.7	0	33.3	0	26.5	14.9	0	100
2. 商工・サービス(自営)業	18.5	30.3	21.2	30.3	0	34.8	19.1	1.2	100
3. 自 由 業	33.3	18.2	32.4	39.4	9.1	27.3	12.1	0	100
4. 軍 雇 用 員	45.6	0	20.0	40.0	20.0	27.3	0	0	100
5. 公 務 員	35.4	37.1	22.6	33.9	1.6	35.4	8.6	0.6	100
6. 会 社 員	15.8	16.3	23.3	46.5	11.6	46.8	10.7	0	100
7. 主 婦 職	17.7	17.4	8.7	60.9	4.3	36.2	18.5	1.4	100
8. 無 職	12.7	23.1	15.4	46.2	7.7	35.3	22.5	2.0	100
P5 年 間 収 入									
1. 無 収 入	15.7	28.1	9.4	53.1	3.1	38.2	19.1	1.0	100
2. 200万円未満	22.0	27.4	20.2	46.4	6.0	41.9	17.3	0	100
3. 200～300万円未満	29.4	24.6	27.7	38.5	9.2	33.5	7.7	0.4	100
4. 300～400万円未満	21.4	31.8	13.6	40.9	13.6	35.0	6.8	0.9	100
5. 400～500万円未満	10.0	50.0	25.0	25.0	0	52.5	0	0	100
6. 500～600万円未満	36.8	0	14.3	42.9	42.9	36.8	5.3	0	100
7. 600万円以上	4.5	100.0	0	0	0	36.4	0	0	100
P6 学 歴									
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	11.1	100.0	0	0	0	44.4	11.1	0	100
3. 旧制中学校	12.3	37.5	12.5	50.0	0	41.5	9.2	3.8	100
4. 尋常小学校	12.4	16.7	8.3	50.0	8.3	25.8	15.5	4.5	100
5. 新制大学	32.6	26.9	26.0	39.4	6.7	34.8	7.8	1.6	100
6. 新制高校	18.3	24.4	15.4	51.3	7.7	43.4	15.7	0.5	100
7. 新制中学校	19.5	13.3	20.0	66.7	0	35.1	23.4	2.6	100
Y. その他	9.1	50.0	50.0	0	0	36.4	9.1	4.5	100

Q 5 元号の使用と天皇は関係があると思いますか。

	一 は  い	二 い  え	X わ か ら な い	無 回 答	計
総 数	67.1	13.7	16.3	2.9	100
P 1 年 齢					
1. 19才以下	47.2	16.7	27.8	8.3	100
2. 20～24才	65.9	14.6	17.1	2.4	100
3. 25～29才	72.7	11.0	14.4	1.9	100
4. 30～34才	67.2	17.9	13.4	1.5	100
5. 35～39才	70.5	10.2	17.0	2.3	100
6. 40～44才	72.9	12.5	12.5	2.1	100
7. 45～49才	59.3	8.8	28.3	3.5	100
8. 50～54才	73.3	12.2	5.6	8.9	100
9. 55～59才	57.7	30.8	11.5	0	100
10. 60才以上	56.6	20.8	28.8	1.9	100
P 2 性 別					
1. 男	66.9	15.5	11.7	5.9	100
2. 女	67.3	12.1	20.6	0	100
P 3 出 身 地					
1. 県 内	66.5	13.6	16.9	3.0	100
2. 県 外	76.9	15.4	7.7	0	100
P 4 職 業					
1. 農林水産業	64.7	20.6	14.7	0	100
2. 商工・サービス(自営)業	63.5	16.9	16.9	2.7	100
3. 自 由 業	57.6	21.2	18.2	3.0	100
4. 軍 雇 用 員	81.8	0	9.1	9.1	100
5. 公 務 員	77.1	13.1	8.6	1.2	100
6. 会 社 員	61.8	15.8	16.5	5.9	100
7. 主 婦	61.5	9.2	25.4	3.9	100
8. 無 職	64.7	13.7	18.6	3.0	100
P 5 年 間 収 入					
1. 無 収 入	63.2	9.3	23.0	4.5	100
2. 200万円未満	62.0	15.7	18.1	4.2	100
3. 200～300万円未満	71.0	15.8	9.5	3.7	100
4. 300～400万円未満	70.9	18.4	6.8	3.9	100
5. 400～500万円未満	77.5	17.5	5.0	0	100
6. 500～600万円未満	84.2	10.5	5.3	0	100
7. 600万円以上	81.8	13.6	0	4.6	100
P 6 学 歴					
1. 旧制大学	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	48.1	25.9	14.8	11.1	100
3. 旧制中学校	69.2	17.4	19.6	3.8	100
4. 尋常小学校	68.0	13.4	16.5	1.0	100
5. 新制大学	76.5	14.1	6.9	2.5	100
6. 新制高校	65.5	14.1	18.3	1.9	100
7. 新制中学校	40.3	13.0	39.0	7.8	100
Y. その他	59.1	22.7	13.6	4.5	100

Q6 靖国神社国家護持法案についてどう思いますか。

	一、賛成	二、反対	三、どちらでもない	X わからない	Y その他	無回答	計
総数	20.5	21.3	27.0	21.0	2.7	7.5	100
P1 年齢							
1. 19才以下	13.9	2.8	22.2	52.8	0	8.3	100
2. 20～24才	6.3	19.0	29.3	35.1	0.5	9.8	100
3. 25～29才	12.9	34.9	23.9	23.9	0	4.3	100
4. 30～34才	15.7	33.6	25.4	19.4	1.5	4.5	100
5. 35～39才	8.0	31.8	37.5	6.8	10.2	5.7	100
6. 40～45才	24.2	13.1	37.4	18.2	0	7.1	100
7. 45～49才	33.6	17.7	23.9	17.7	0	7.1	100
8. 50～54才	41.1	15.6	27.8	11.1	0	4.4	100
9. 55～59才	61.5	19.2	11.5	7.7	0	0	100
10. 60才以上	50.9	9.4	11.3	18.9	18.9	7.5	100
P2 性別							
1. 男	22.9	29.5	27.2	14.5	1.0	4.9	100
2. 女	18.2	17.1	26.7	26.9	4.3	6.8	100
P3 出身地							
1. 県内	20.3	22.8	27.1	21.2	1.3	4.9	100
2. 県外	23.1	27.7	24.6	16.9	0	6.8	100
P4 職業							
1. 農林水産業	44.1	20.6	20.6	11.8	2.9	0	100
2. 商工・サービス(自営)業	21.9	20.8	28.1	23.6	0	5.6	100
3. 自由業	21.2	27.3	21.2	24.0	0	6.1	100
4. 軍雇用員	45.5	9.1	27.3	18.2	0	0	100
5. 公務員	14.3	45.1	25.7	12.6	0	2.3	100
6. 会社員	21.3	12.5	30.5	26.8	0.4	8.5	100
7. 主婦	22.3	16.2	26.9	0	28.5	6.1	100
8. 無職	18.6	18.6	20.6	36.3	0	5.9	100
P5 年間収入							
1. 無収入	20.6	17.6	24.0	32.4	0	5.4	100
2. 200万円未満	14.9	22.5	29.3	27.5	0.5	5.3	100
3. 200～300万円未満	14.0	33.0	27.6	13.1	0.9	11.4	100
4. 300～400万円未満	26.2	28.2	25.2	18.4	0	2.0	100
5. 400～500万円未満	37.5	17.5	40.0	2.5	0	2.5	100
6. 500～600万円未満	26.3	26.3	21.1	15.8	0	10.5	100
7. 600万円以上	63.6	4.5	18.2	9.1	0	4.6	100
P5 学歴							
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	37.0	18.1	25.9	14.8	0	3.7	100
3. 旧制中学校	36.9	16.9	27.7	13.8	0	4.6	100
4. 尋常小学校	48.5	8.2	22.7	16.5	1.0	3.1	100
5. 新制大学	9.4	38.9	28.2	18.8	0.6	4.1	100
6. 新制高校	18.1	18.3	27.9	29.6	0.2	5.9	100
7. 新制中学校	19.5	23.4	37.5	0	31.2	6.5	100
Y. その他	31.8	22.7	18.2	0	13.6	13.6	100

Q7 あなたは太平洋戦争の戦争責任を誰に求めますか。  
（該当するものはいくつでもよい）

	一 天 皇	二 軍 部	三 内 閣	四 国 民	五 外 国	X わ か ら な い	Y そ の 他
総 数	22.3	57.9	35.8	10.6	3.9	6.2	1.7
P1 年 齢							
1. 19才以下	33.3	33.3	22.2	5.6	2.8	27.8	5.6
2. 20～24才	27.3	48.3	34.6	11.2	0	18.0	2.0
3. 25～29才	23.4	46.4	35.9	16.7	4.3	11.5	4.3
4. 30～34才	20.1	61.4	41.8	19.4	3.7	7.5	1.5
5. 35～39才	18.2	60.2	31.8	4.5	2.3	5.7	1.1
6. 40～44才	29.2	60.4	37.5	5.2	6.3	10.4	0
7. 45～49才	23.0	77.0	33.6	7.1	5.3	3.5	1.0
8. 50～54才	16.7	74.4	45.6	5.6	5.6	4.4	1.1
9. 55～59才	19.2	73.1	34.6	7.7	7.7	0	0
10. 60才以上	18.9	56.6	26.4	3.8	9.4	13.2	0
P2 性 別							
1. 男	21.3	65.8	35.6	12.5	5.9	5.7	2.9
2. 女	23.2	50.5	36.6	8.7	2.4	10.8	0.9
P3 出 身 地							
1. 県 内	22.7	58.3	35.8	9.7	3.6	8.2	0.1
2. 県 外	15.4	52.3	35.4	23.1	9.2	4.6	3.1
P4 職 業							
1. 農林水産業	35.3	67.6	32.4	3.0	5.9	8.8	2.9
2. 商工・サービス(自営)業	19.1	48.9	30.3	10.7	6.7	11.8	2.8
3. 自 由 業	36.4	69.7	33.3	9.1	12.1	9.1	0
4. 軍 雇 用 員	18.2	81.8	54.5	0	9.1	0	0
5. 公 務 員	25.7	74.9	44.0	12.0	3.4	5.7	2.3
6. 会 社 員	21.7	51.1	35.3	11.8	2.2	9.9	1.5
7. 主 婦 職	19.2	59.2	31.5	6.2	4.6	27.7	0
8. 無 職	22.5	45.1	34.3	8.8	3.9	15.7	1.8
P5 年 間 収 入							
1. 無 収 入	23.0	53.9	36.8	6.9	4.9	16.7	2.0
2. 200万円未満	25.9	50.8	32.5	19.1	4.5	12.8	3.1
3. 200～300万円未満	21.7	68.3	38.5	14.0	3.2	6.8	1.4
4. 300～400	15.5	76.7	42.7	9.7	8.7	1.9	0
5. 400～500	15.0	82.5	32.5	7.5	5.0	2.5	2.5
6. 500～600	15.8	57.9	21.1	15.8	5.3	0	0
7. 600万円以上	13.6	72.0	50.0	22.7	4.5	9.1	0
P6 学 歴							
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	7.4	66.7	14.8	3.7	0	11.1	3.7
3. 旧制中学校	26.1	72.3	40.0	9.2	7.7	3.1	1.5
4. 尋常小学校	16.5	58.8	37.1	1.0	5.2	9.2	0
5. 新制大学	24.1	64.6	40.4	17.6	8.2	7.5	2.8
6. 新制高校	23.5	51.6	33.6	9.4	3.3	12.0	2.1
7. 新制中学校	26.0	46.8	27.3	7.8	6.5	20.8	1.3
Y. その他	13.6	68.2	45.5	9.0	13.6	0	9.0

Q8 あなたは天皇をどのような存在だとお考えですか。

	一、 神の よ様な は神	二、 普 通の 上 の 人 間	三、 普 通の 主 人 の よ う な 人	四、 全 一 般 の 人 間 と 普 通 の 人 間	X わ か ら な い	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	3.4	17.5	28.3	36.5	5.1	4.4	4.8	100
P1 年 齢								
1. 19才以下	0	13.9	25.0	44.4	2.8	11.6	5.4	100
2. 20～24才	1.5	12.2	26.8	41.5	6.3	7.3	4.4	100
3. 25～29才	1.0	12.0	19.1	52.2	7.2	7.2	1.4	100
4. 30～34才	1.0	17.9	34.3	24.6	5.2	7.5	9.7	100
5. 35～39才	4.5	18.2	21.6	47.7	1.1	1.1	5.7	100
6. 40～44才	6.3	22.9	32.3	25.0	7.3	1.0	5.2	100
7. 45～49才	1.8	23.9	31.9	31.9	5.3	1.0	4.4	100
8. 50～54才	7.8	23.3	37.8	26.7	1.1	0	3.3	100
9. 55～59才	11.5	19.2	34.6	30.8	0	0	3.8	100
10. 60才以上	15.1	26.4	34.0	13.2	3.8	0	7.5	100
P2 性 別								
1. 男	2.5	14.6	29.7	40.3	4.7	4.3	3.9	100
2. 女	4.3	20.2	26.9	32.8	5.6	4.5	5.7	100
P3 出 身 地								
1. 県 内	3.4	17.7	28.4	36.3	5.3	4.3	4.7	100
2. 県 外	4.6	15.4	26.2	38.5	3.1	6.1	6.2	100
P4 職 業								
1. 農林水産業	2.9	41.2	20.6	26.5	5.9	0	2.9	100
2. 商工・サービス(自営)業	4.5	15.7	30.3	34.3	7.9	3.9	3.4	100
3. 自 由 業	3.0	18.2	21.2	45.5	6.1	3.0	3.0	100
4. 軍 雇 用 員	0	0	27.3	72.7	0	0	0	100
5. 公 務 員	1.7	9.1	25.7	52.0	3.4	5.7	2.4	100
6. 会 社 員	3.7	16.5	30.5	34.9	4.8	3.7	5.9	100
7. 主 婦	5.4	29.2	24.6	26.9	6.9	2.3	4.7	100
8. 無 職	4.9	18.6	24.5	40.2	5.9	2.0	3.9	100
P5 年 間 収 入								
1. 無 収 入	5.4	22.1	24.5	34.8	6.4	3.4	3.4	100
2. 200万円未満	2.7	17.3	23.6	41.1	6.0	5.5	4.1	100
3. 200～300万円未満	2.7	11.3	24.4	44.3	5.0	7.2	5.1	100
4. 300～400万円未満	4.9	13.6	40.8	36.9	1.9	0	1.2	100
5. 400～500万円未満	2.5	15.0	32.5	47.5	2.5	0	0	100
6. 500～600万円未満	0	5.3	36.8	47.4	0	0	10.5	100
7. 600万円以上	0	27.3	50.0	18.2	0	0	4.5	100
P6 学 歴								
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	0	14.8	33.3	40.7	7.4	0	3.7	100
3. 旧制中学校	7.7	26.2	30.8	32.3	1.5	0	1.5	100
4. 尋常小学校	12.4	26.8	33.0	21.6	2.1	0	4.1	100
5. 新制大学	1.9	7.5	23.2	51.4	3.8	5.3	6.9	100
6. 新制高校	2.1	16.4	27.2	38.7	6.8	4.9	3.8	100
7. 新制中学校	3.9	35.1	20.8	24.7	9.1	1.3	5.1	100
Y. その他	0	13.6	31.8	40.9	0	4.5	9.1	100

Q9 天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか。

	一、 今よ のいま まで (象徴として)	二、 少少 し方 限を 政与 治え よう	三、 戦に 前の権 の皇者 を主にも どす	四、 天に 皇止 制する を廃	X わ か ら な い	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	60.7	6.5	2.2	18.9	7.8	0.9	3.0	100
P1 年 齢								
1. 19才以下	38.9	11.1	0	33.3	16.7	0	8.3	100
2. 20～24才	56.6	6.3	7.3	14.0	10.2	0.4	4.4	100
3. 25～29才	52.6	5.2	0.5	29.2	9.1	0	3.3	100
4. 30～34才	56.7	4.5	0.7	23.1	7.5	3.0	4.5	100
5. 35～39才	54.5	3.4	0	33.0	3.4	0	5.7	100
6. 40～44才	68.8	7.3	0	14.6	4.2	1.0	4.2	100
7. 45～49才	72.6	4.4	2.7	12.4	5.3	0	2.7	100
8. 50～54才	75.6	8.9	1.1	7.8	3.3	2.2	1.1	100
9. 55～59才	84.6	7.7	0	0	7.7	0	0	100
10. 60才以上	66.0	5.7	3.8	5.7	15.1	1.9	1.9	100
P2 性 別								
1. 男	66.3	2.9	3.7	19.0	4.5	0.8	2.8	100
2. 女	55.3	8.7	0.7	18.6	10.9	0.9	4.9	100
P3 出身地								
1. 県 内	59.6	6.1	2.3	19.5	8.0	0.8	3.7	100
2. 県 外	76.9	3.1	0	9.2	4.6	1.5	4.6	100
P4 職 業								
1. 農林水産業	70.6	5.9	5.9	8.8	5.9	2.9	0	100
2. 商工・サービス(自営)業	64.6	5.1	1.1	18.5	5.6	1.7	3.4	100
3. 自 由 業	57.6	15.2	3.0	21.2	0	0	3.0	100
4. 軍 雇 用 員	63.6	9.1	0	18.2	9.1	0	0	100
5. 公 務 員	61.1	1.1	0	30.3	5.1	1.7	0.7	100
6. 会 社 員	59.9	5.9	0.7	14.3	10.3	1.5	7.4	100
7. 主 婦 職	60.0	11.5	0	14.6	9.2	0.8	3.8	100
8. 無 職	55.9	8.8	0	18.6	11.8	0	4.9	100
P4 年間収入								
1. 無 収 入	59.8	9.3	0.5	17.6	10.8	0.5	1.5	100
2. 200万円未満	52.6	6.1	1.0	22.5	8.1	1.8	5.1	100
3. 200～300万円未満	60.0	1.8	0.9	23.1	6.3	0.9	6.4	100
4. 300～400万円未満	72.8	2.9	1.9	15.5	3.9	1.0	2.0	100
5. 400～500万円未満	82.5	0	0	12.5	5.0	0	0	100
6. 500～600万円未満	52.6	5.3	0	15.8	0	10.5	15.8	100
7. 600万円以上	90.9	0	0	9.1	0	0	0	100
P5 学 歴								
1. 旧制大学	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	77.8	3.7	3.7	7.4	7.4	0	0	100
3. 旧制中学校	75.4	7.7	3.1	10.8	3.1	0	0	100
4. 尋常小学校	68.0	8.2	2.1	7.2	12.3	0	2.1	100
5. 新制大学	60.2	1.6	0.6	26.6	4.1	1.9	5.0	100
6. 新制高校	57.3	6.6	0.2	21.8	9.4	0.7	4.0	100
7. 新制中学校	49.4	14.3	1.3	18.2	10.4	1.3	5.1	100
Y. その他	63.6	4.5	0	13.6	9.1	0	9.1	100

Q 10 本土と沖縄では、天皇に対する意識は違うと思いますか。

	一 は  い	ニ い  え	X わ か ら な い	無 回 答	計
総 数	58.6	24.5	12.5	4.4	100
P 1 年 齢					
1. 19才以下	61.1	27.8	5.6	5.4	100
2. 20～24才	60.5	22.9	12.2	4.4	100
3. 25～29才	68.4	17.2	10.5	3.8	100
4. 30～34才	61.9	22.4	14.2	1.5	100
5. 35～39才	65.9	18.2	9.1	6.8	100
6. 40～44才	54.2	31.3	10.4	4.2	100
7. 45～49才	46.0	29.2	22.1	2.7	100
8. 50～54才	48.9	38.9	4.4	7.8	100
9. 55～59才	30.8	57.7	11.5	0	100
10. 60才以上	56.6	11.3	24.5	7.5	100
P 2 性 別					
1. 男	62.2	23.3	10.2	4.2	100
2. 女	55.3	25.8	14.7	4.2	100
P 3 出 身 地					
1. 県 内	59.0	24.9	11.7	4.4	100
2. 県 外	53.8	18.5	24.6	3.1	100
P 4 職 業					
1. 農林水産業	50.0	35.3	11.8	2.9	100
2. 商工・サービス(自営)業	59.0	24.7	9.6	6.7	100
3. 自 由 業	42.4	33.3	18.2	6.1	100
4. 軍 用 員	28.3	54.5	18.2	0	100
5. 公 務 員	70.9	17.7	10.9	0.6	100
6. 会 社 員	59.6	24.6	8.8	7.0	100
7. 主 婦	46.9	30.0	20.0	3.1	100
8. 無 職	58.8	21.6	15.7	2.0	100
P 5 年 間 収 入					
1. 無 収 入	51.0	28.4	18.6	2.0	100
2. 200万円未満	63.9	19.4	16.5	0.7	100
3. 200～300万円未満	61.5	25.8	2.3	10.5	100
4. 300～400万円未満	53.4	33.0	13.6	0	100
5. 400～500万円未満	47.5	40.0	12.5	0	100
6. 500～600万円未満	36.8	36.8	15.8	10.6	100
7. 600万円以上	50.0	36.4	9.1	4.5	100
P 6 学 歴					
1. 旧制大学	0	0	0	0	0
2. 旧制高等専門学校	51.9	29.6	18.5	0	100
3. 旧制中学校	46.2	35.4	16.9	1.5	100
4. 尋常小学校	41.2	38.1	17.5	3.1	100
5. 新制大学	69.6	18.5	7.5	4.4	100
6. 新制高校	57.7	25.4	11.5	4.5	100
7. 新制中学校	51.9	29.9	14.3	3.9	100
Y. その他	54.5	18.2	13.6	13.6	100

## 特 性 分 析

## 《 学 生 》

Q 1 あなたは天皇及び皇族に対してどのような感じをお持ちですか。

	一、 尊 く て お そ れ 多 い	二、 親 し み を 感 じ る	三、 何 と も 感 じ な い	四、 反 感 を 持 つ	五、 憎 悪 を 感 じ る	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	5.2	5.0	65.5	18.7	2.1	3.4	0.9	100
高 校	5.3	4.9	65.8	17.3	2.5	2.9	1.3	100
大 学	5.0	5.0	64.9	18.0	1.6	3.9	0.7	100

Q 2 あなたは「君が代」についてどのようなイメージをお持ちですか。

	一、 軍 国 主 義	二、 天 皇	三、 日 本 国	四、 ス ポ ー ツ	Y そ の 他	無 回 答	計
総 数	11.9	16.4	48.7	15.4	6.3	1.3	100
高 校	11.0	16.5	46.1	17.7	6.7	2.0	100
大 学	12.9	16.0	51.6	12.6	5.7	1.2	100

**Q 3** 「君が代」を日本の国歌として、法律で定めることについてどう思いますか。

	一、歌だから賛成 天皇制擁護の成	二、慣習から賛成 いるから賛成 化されず成	三、法のままでよい 法制化せず今	四、他の歌なら国 歌としてよい 化して法制	X わからない	Y その他	無 回 答	計
総数	0.7	26.6	42.0	9.2	16.5	3.7	1.3	100
高校	1.0	27.2	36.6	7.9	23.2	7.2	1.4	100
大学	0.5	25.8	47.5	11.0	9.0	5.0	1.2	100

**Q 4** 元号が法制化されたことをどう思いますか。  
 (a) 1. 賛成に○を付けた人だけ答えて下さい。“なぜ、賛成ですか。”  
 (b) 2. 反対に○を付けた人だけ答えて下さい。“なぜ、反対ですか。”

	一、賛成	(a) 一、天皇制の強化	(a) 二、天皇制を維持 できるから	(a) 三、日本から の伝統的 なものであ る	(a) 四、時代 の特色が つきりす る	(a) Y その他	三、反対	(b) 一、天皇 制の強化 に なるか
総数	21.8	0	1.0	50.7	45.9	2.4	19.3	26.4
高校	24.2	0	0	48.1	49.6	2.3	13.4	19.1
大学	18.9	0	2.4	53.6	41.5	2.4	26.0	30.0

	(b) 二、天皇制 の存在 を認める から	(b) 三、要 がない から 法 制 化 す る 必 ら	(b) Y その他	三、ど ちら でも いい	X わ か ら な い	無 回 答	計
総数	27.0	40.6	6.0	36.0	21.5	1.4	100
高校	26.4	44.1	10.2	35.7	24.6	2.1	100
大学	27.2	37.7	3.5	36.4	18.0	0.7	100

Q 5 元号の使用と天皇は関係あると思いますか。

	一、はい	二、いいえ	三、わからない	無回答	計
総数	59.9	18.4	19.3	2.4	100
高校	54.2	20.9	21.3	3.6	100
大学	66.6	15.0	17.0	1.4	100

Q 6 靖国神社国家護持法案についてどう思いますか。

	一、賛成	二、反対	三、どちらともいえない	Xわからない	Yその他	無回答	計
総数	7.5	22.1	17.0	46.5	0.7	6.1	100
高校	8.8	10.8	15.9	58.9	0.3	6.1	100
大学	5.9	35.0	18.0	32.9	1.2	7.0	100

**Q 7** あなたは太平洋戦争の戦争責任を誰に求めますか。  
(該当するものはいくつでもよい)

	一、 天 皇	二、 軍 部	三、 内 閣	四、 国 民	五、 外 国	X、 わ か ら な い	Y、 そ の 他
総 数	35.1	57.8	36.5	13.0	6.8	12.1	4.3
高 校	34.9	53.6	36.4	12.0	8.2	14.2	3.5
大 学	35.5	62.7	36.4	14.1	5.1	9.7	5.1

**Q 8** あなたは天皇をどのような存在だとお考えですか。

	一、 な 人 神 ま た は 神 の よ う	二、 人 普 通 の 人 間 以 上 の	三、 柱 と な る 人 一 家 の 主 人 の よ う な 普 通 の 人 間 だ が、	四、 し 普 通 の 人 間 一 般 国 民 と 全 く 同	X、 わ か ら な い	Y、 そ の 他	無 回 答	計
総 数	0.4	7.3	21.6	53.8	5.1	6.6	5.0	100
高 校	0.8	9.9	23.6	49.3	6.5	4.1	5.8	100
大 学	0	4.4	19.1	58.9	3.5	9.4	4.7	100

Q 9 天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか。

	一、今のままでよい (象徴として)	二、 <small>がよい</small> 治的権限を与えた方 天皇にもう少し政	三、 <small>どす</small> を主権者の地位にも 戦前のように天皇も	四、天皇制を廃止する	X、わからない	Y、その他	無 回 答	計
総 数	55.7	4.5	1.6	23.9	10.0	1.2	3.2	100
高 校	54.4	5.7	2.7	20.3	13.6	0.8	2.5	100
大 学	57.1	2.9	0.2	28.1	5.7	1.6	4.4	100

Q 10 本土と沖縄では、天皇に対する意識は違うと思いますか。

	一、はい	二、いいえ	三、わからない	無 回 答	計
総 数	64.7	13.8	18.1	3.4	100
高 校	67.0	13.8	16.7	2.5	100
大 学	61.9	13.8	19.5	4.8	100